

## 指定医療機関 各位

### 生活保護を受けている方に対する 後発医薬品(ジェネリック医薬品) の使用原則化についてご協力のお願い



平成30年10月から、生活保護法第34条により、生活保護受給者においては、医師又は歯科医師から後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになりましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### 生活保護を受けている方への処方について

1 生活保護受給者について、医師又は歯科医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として後発医薬品を使用(又は処方)するようお願いいたします。

\* 例外として先発医薬品の使用が認められるのは、①後発医薬品の在庫がない場合、②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。

2 この取扱いは、医師又は歯科医師の処方に関する判断をしばるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来どおり、先発医薬品を使用(又は処方)することができます。

3 一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、指定薬局において、原則として、後発医薬品しか調剤できなくなりました。

なお、指定薬局において後発医薬品の使用への不安等により、必要な服薬ができない等の事情が認められる場合は、処方医との連絡が取れない場合を除き、薬剤師が処方医に疑義照会を行います。処方医の判断を確認したうえでなければ、先発医薬品を調剤できませんので、ご留意のほどよろしくお願いいたします。

#### 福祉事務所への情報提供等について

生活保護受給者に対して、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明していただくようお願いしておりますが、それでもなお、制度についてご理解いただけない場合には、当福祉事務所への情報提供をしていただくようお願いいたします。

#### <生活保護における後発医薬品に関する取組内容>

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師又は歯科医師から後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として、後発医薬品が調剤されます。

宮崎市福祉事務所(社会福祉第一課 医療介護係)

TEL:0985-44-3300

FAX:0985-31-9663